



島根県報

平成25年11月8日（金）

号外 第 162 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道 路 維 持 課） 2

道路の供用開始

（ ” ） 3

告 示

島根県告示第745号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成25年11月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長		
県 道	静間久手停車場線	大田市鳥井町鳥井226番12地先から同番2地先まで	前	メートル 4.40～ 18.65	メートル 59.20	県央県土整備事務所大田事業所 道路改良工事 拡幅
			後	7.14～ 20.77	59.20	
〃	中村津戸港線	隠岐郡隠岐の島町原田本谷970番3地先から同番地先まで	前	9.70～ 26.40	72.60	隠岐支庁県土整備局 災害防除工事 拡幅
			後	12.60～ 29.80	72.60	

島根県告示第 746 号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から 15 日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成 25 年 11 月 8 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	松江木次線	雲南市大東町薦沢 969 番 23 地先から同番 2 地先まで	メートル 110.00	平成 25 年 11 月 8 日	雲南県土整備事務所	
〃	西ノ島海士線	隠岐郡西ノ島町大字別府 248 番 1 地先から同 253 番 8 地先まで	43.57	平成 25 年 11 月 8 日	隠岐支庁県土整備局	
〃	〃	隠岐郡西ノ島町大字別府 453 番 1 地先から同町大字宇賀 1 番 6 地先まで	85.69	平成 25 年 11 月 8 日		
〃	西郷都万郡線	隠岐郡隠岐の島町北方中畑ヶ 1886 番 1 地先から同 1888 番 3 地先まで	94.50	平成 25 年 11 月 8 日		